宣誓書（様式第3号）「1 実践しているベストプラクティス」(1)、(2)、(3)の「その他（自由記載）」に記載する取組の基準は下記の通りとする。

別紙1

**(1)多様な人材の雇用に関する取組**

　　その他（自由記載）の記載内容は、雇用保険法施行規則第110条の3第1項及び第2項に規定する一般トライアルコース助成金の対象者を準用し、「安定した職業に就くことが困難な求職者を常用雇用（期間の定めのない雇用）した場合」とする。

　　【安定した職業に就くことが困難な求職者】

①採用日前2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している者

②採用日前において離職している期間が1年を超えている者

※パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと。

③妊娠、出産・育児を理由に離職し、採用日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者

※期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

④1993年～2004年の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代（いわゆる就職氷河期世代）で、採用日前においてハローワーク等で個別支援を受けていた者

⑤就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する者

　　（例：生活保護受給者、母子家庭の母、父子家庭の父、生活困窮者　等）

（添付資料）

　　　別紙2　多様な人材の雇用状況申告書、別紙3　対象者確認票

**(2)柔軟な働き方の推進に関する取組**

　　その他（自由記載）に記載する内容は、別紙「柔軟な働き方の推進及び働きがいのある職場環境の整備　取組事例」及び厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」の「特別な休暇制度導入事例」（URL:https://work-holiday.mhlw.go.jp/）の取組事例を参考に同様の取組を実施している場合とし、就業規則、マニュアル、事業計画などで定めたものとする。

（添付資料）

　　就業規則、マニュアルなど

**(3)働きがいのある職場環境の整備に関する取組**

　　その他（自由記載）に記載する内容は、別紙「柔軟な働き方の推進及び働きがいのある職場環境の整備　取組事例」及び厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」の「ワークエンゲージメント向上」（URL:https://work-holiday.mhlw.go.jp/）の取組事例を参考に同様の取組を実施している場合とし、就業規則、マニュアル、事業計画などで定めたものとする。

（添付資料）

　　就業規則、マニュアルなど